いばらき労働基準

発行所　一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
http://www.roukiren-ibaraki.or.jp
発行人　工藤俊雄
制　作　茨城弘報（株）
定　価　一部　120円
〈会員の購読料は会費の中に含む〉

FEBRUARY 2016
VOL.571
2

●2016　2月号 CONTENTS●

平成27年度 安全衛生管理
及びリスクアセスメント実施状況調査結果 …2
女性活躍加速化助成金をご活用ください ……………………4
年末一斉建設工事現場の監督指導結果 ……………………6
ワークショップを開催します
時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進について …7
平成27年「就労条件総合調査」結果 ……………………8
シリーズ労働相談Q&A こんな時どうする? ………………9
「移転費」「広域求職活動費」をご活用ください! …………10
茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ …………11
平成27年における県内の死亡災害発生状況（速報）……12
平成27年死亡災害発生状況（12月発生分）………………13
県内の労働災害発生状況 ……………………………………13
2月は労働保険料滞納整理強化月間です …………………13
「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内 …14
講習会のご案内 ………………………………………………15
最低賃金 ………………………………………………………16

平成27年度 安全衛生管理及びリスクアセスメント実施状況調査結果（死傷者発生事業場の問題点）

茨城労働局　健康安全課

1. 概要

茨城労働局は、県内の事業場のご協力を得て、平成27年4月時点での事業場の安全衛生管理状況及びリスクアセスメント（以下「RA」という。）実施状況に関する自主点検報告を取りまとめ、その結果に基づき死傷者発生事業場の問題点を整理しました。

2. 調査の対象及び内容

調査の対象は、規模50人以上の事業場、合計3,217事業場としました。

安全衛生管理状況自主点検項目は10分類39項目、RA自主点検項目は9分類13項目としました。

3. 調査結果のまとめ

全業種の回答率は、安全衛生管理自主点検表が約58%、RA自主点検表が約53%でした。

回答のあった事業場におけるRA導入済率は、労働安全衛生法第28条の2に規定する事業者の行うべき調査等の対象業種として定められた労働安全衛生法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる業種（以下「令第2条業種」という。）の事業場平均は約72%、全業種平均は約56%でした。

安全衛生自主点検表及びRA自主点検表に関する調査結果のまとめは表-1とおりです。

表-1　平成27年度 業種別調査結果

区分	業種	対象事業場数	安全衛生管理自主点検表 回答率（%）	リスクアセスメント自主点検表 回答率（%）	リスクアセスメント自主点検表 RA導入済率（%）（注）
労働安全衛生法施行令第2条業種	**製造業**	**1,131**	**69.3**	**69.2**	**75.9**
	建設業	53	45.3	45.3	100.0
	運送業	176	51.1	49.4	47.1
	貨物取扱業	40	37.5	35.0	50.0
	通信業	46	41.3	41.3	73.7
	各種商品卸売業・小売業	56	55.4	53.6	73.3
	家具・建具・じゅう器卸売業・小売業	2	100.0	100.0	100.0
	燃料小売業	3	33.3	33.3	100.0
	旅館業	25	40.0	40.0	30.0
	ゴルフ場業	56	37.5	37.5	52.4
	清掃業	63	47.6	44.4	60.7
	令第2条業種累計及び平均	**1,651**	**62.2**	**61.7**	**72.2**
その他の業種	鉄道・軌道・水運・航空業、その他の運輸交通業	19	52.6	52.6	70.0
	農業	1	100.0	100.0	100.0
	畜産・水産業	3	66.7	66.7	0.0
	卸売業（その他の卸売業）	49	49.0	44.9	45.5
	自動車小売業、新聞販売業、その他の小売業	345	57.4	55.7	27.1
	その他の商業	42	50.0	47.6	50.0
	金融・広告業	57	43.9	12.3	14.3
	映画・演劇業	2	0.0	0.0	0.0
	教育・研究業	173	68.8	68.8	50.0
	保健衛生業	439	57.9	41.2	21.5
	飲食店、その他の接客娯楽業	53	60.0	26.4	50.0
	官公署	1	100.0	0.0	0.0
	その他の事業	382	47.6	38.5	36.7
	その他の業種累計及び平均	**1,566**	**54.5**	**44.7**	**33.3**
	全業種累計及び平均	**3,217**	**58.4**	**53.4**	**56.4**

（注）回答事業場に対する割合

4. 死傷者発生事業場における安全衛生管理及びRA実施上の問題点

安全衛生管理項目及びRA自主点検項目に関する調査結果を死傷者発生事業場と死傷者無事業場の相違についてまとめた結果、全業種の死傷者発生事業場における主要な問題点は以下の通りでした。

(1) 安全衛生管理上の問題点

(i) RA導入済事業場

①機械設備の設置・変更時に対策検討会(またはリスクアセスメント等)を行う率が低い。

②構内協力会社及び出入業者との安全衛生の連絡調整を行う率が低い。

③構内通行車両による災害防止対策を講じる率が低い。

④安全衛生意識の高揚(安全旗の掲揚・壁新聞・表彰等)を行う率が低い。

⑤機械設備の点検規定を作成する率が低い。

(ii) RA未導入事業場

①健康保持増進の取り組み(保健指導、運動指導)を行う率が低い。

②定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組を行う率が低い。

③安全衛生委員会において『健康保持増進を図るための実施計画に関すること』を審議する率が低い。

④年間安全衛生計画を作成する率が低い。

⑤医師の意見に基づき労働時間の短縮や作業の転換等の事後措置を行う率が低い。

(2) RA実施上の問題点

①RAは、設備等の経年損傷等を考慮して、定期的に行うことを定める率が低い。

②RAに際し、作業手順書・機械仕様書・化学物質等安全衛生データシート・作業環境測定結果・災害統計等の情報を入手する率が低い。

③RAを実施する時期は、"設備・原材料・作業方法等の採用・変更時、あるいは建築物の設置・移転・解体等"であることを定めた率が低い。

④職長等がRA対象事案の選定及びRAの実施に当たる率が低い。

⑤安全管理者・衛生管理者等がRA実施の全体手順の推進及び管理をする率が低い。

5. 今後の対応

茨城労働局は、平成27年4月に実施した県内事業場の安全衛生管理状況及びRA実施状況の調査結果に基づき、労働災害防止のために、死傷者発生事業場の安全衛生管理状況及びRA実施状況について改善すべき項目を特定し、今後計画的に対応を図ることとしています。

健康と安全チェックが　作業の基本

しっかり守って　ゼロ災職場

女性の活躍推進に取り組む事業主のみなさまへ
女性活躍加速化助成金をご活用ください

女性活躍推進法（義務化部分は平成28年4月1日施行）にさきがけて、女性の活躍推進に取り組む事業主の方を支援する助成金です。

助成金の概要

女性活躍推進法（以下「法」）に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取組を実施して「取組目標」を達成した事業主及び「数値目標」を達成した事業主に対して支給するものです。

●加速化Aコース

「取組目標」を達成した**中小企業事業主（常時雇用する労働者が300人以下）**に対して支給

支給額:30万円（1事業主1回限り）

●加速化Nコース

「取組内容」を達成した上で、「数値目標」を達成した**事業主**に対して支給

支給額:30万円（1事業主1回限り）

支給までの流れ

【ステップ1】

法に基づき、「自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析」を行い、「状況把握、課題分析を踏まえた行動計画を策定」しましょう。

【ステップ2】

策定した「行動計画」を「労働者への周知」、「社外への計画の公表」を行い、「計画を策定した旨を都道府県労働局に届出」し、さらに「女性の活躍に関する状況の情報の公表」を行いましょう。

※「社外への計画の公表」「女性の活躍に関する状況の情報の公表」は、ポジティブ・アクション応援サイト※に公表することが要件となります。

【ステップ3】

数値目標の達成に向けた取組を実施し、取組目標を達成しましょう!

取組を実施したらAコース申請が可能です（中小企業事業主のみ）

【ステップ4】

数値目標の達成し、達成状況を公表しましょう!

数値目標を達成したらNコース申請が可能です（すべての事業主）

※「数値目標の達成状況」は、ポジティブ・アクション応援サイト※に公表することが要件となります。

※「ポジティブ・アクション応援サイト」は、さまざまな企業が実際に取り組んでいる事例を紹介しているサイトです。自社の取組を掲載し、紹介することができます。　ポジティブ・アクション応援サイト　検索

支給申請に係る期限

【加速化Aコース】の支給申請の場合

目標達成期限：自社の定めた行動計画期間内
支給申請期間：取組目標達成日の翌日から2か月以内

【加速化Nコース】の支給申請の場合

目標達成期限：取組目標達成日の翌日から3年以内
支給申請期間：数値目標達成日の翌日から2か月以内

支給申請の方法

支給申請の際は、支給申請書に、支給要件確認申立書、その他行動計画の写し等添付書類を添えて、行動計画を届出た都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

ご注意ください!

- 助成金の内容は、平成28年度以降に変更の可能性があります。
- ここに記載があるものの他、詳細な要件等が定められています。支給要件の詳細、必要書類等は、厚生労働省HP
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html
  をご確認ください。
- 申請を検討される場合は、事前に茨城労働局雇用均等室（下記）あてご相談ください。

Q & A

Q　この助成金の支給が受けられる「事業主」とは、雇用保険適用事業所の事業主ですか?

A　「事業主」とは、事業の経営の主体である個人、法人または法人格がない社団、財団をいいます。1企業（法人）あたり、加速化Aコース、加速化Nコースとも各1回、支給を受けることができます（常時雇用する労働者301人以上の事業主の場合は、Nコースのみ）。なお、雇用保険適用事業主であることも必要です。

Q　当社には女性社員がほとんどおらず、募集しても応募がなく、採用できません。当社のような企業は、どのような取組をすれば助成金の支給対象となりますか?

A　女性の採用をめざして目標を設定した取組から始められることをお勧めします。新たに女性を配置しようとする職場のハード面での整備（女性用更衣室・トイレ等の設置）を行っても、加速化Aコースの支給申請は可能です。

Q　300人を超えないかどうかの判断は、いつの時点で判定されるのですか?

A　支給申請時点での労働者数で判断します。

Q　当社には、女性労働者しかいないのですが、助成金の支給対象となりますか?

A　現時点で労働者が女性しかいない等、「女性の活躍推進に関する課題」がない場合は、本助成金の対象にはなりません。

女性活躍加速化助成金に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用均等室（TEL 029-224-6288）まで

建設工事現場118箇所のうち60箇所で違反

― 年末一斉建設工事現場の監督指導結果 ―

茨城労働局労働基準部監督課

茨城労働局では、建設工事における年末年始の労働災害を防止するため、平成27年12月1日から12月14日までの期間、県下一斉に建設工事の監督指導を実施しました。

県内全労働基準監督署（8署）の労働基準監督官が118箇所の建設工事現場を臨検し、安全管理状況の確認指導を行ったものです。

その結果の概要は以下のとおりです。

〔県内の監督指導実施結果〕

監督指導を実施した118箇所の建設工事現場（土木工事34、建築工事76、その他の工事8）のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められた現場は60箇所（現場違反率50.8%）でした。

元請事業者、下請事業者を合計し126事業者で違反が認められ、延べ144件の違反について文書で是正を勧告しました。違反内容は、足場や作業床等からの墜落災害防止に係るものが58件（40.3%）、ドラグショベルなどの建設機械災害の防止に係るものが15件（10.4%）、飛来・崩壊災害防止に係るもの3件（2.1%）、感電災害防止に係るもの6件（4.2%）などで、墜落災害防止に係る法違反が多い結果となりました。

また、10の建設現場（全建設現場の8.5%）に対しては、安全な手すりが設けられていない等、墜落による労働災害発生のおそれが高い足場や作業床等への立入禁止等の行政処分を行いました。

〔主な違反事項〕

(1) 墜落災害の防止

法条文	違反内容
安衛法第21条（安衛則第519条第1項） 安衛法第20条（安衛則第563条）	高さ2m以上の足場や作業床の端、開口部に墜落防止の有効な手すり（※1）や覆い、囲い等を設けていないもの
安衛法第20条（安衛則第552条）	架設通路に墜落防止に有効な手すり（※1）を設けていないもの
安衛法第21条（安衛則第526条）	高さ1.5mを超える作業場所に、安全に昇降できる設備を設けていないもの
安衛法第21条（安衛則第518条第2項） （安衛則第519条第2項）	作業床の設置や作業床の端、開口部に手すり等を設けることが著しく困難な高さ2m以上の高所作業で、安全帯を使用させていないもの

※1　足元からの墜落を防止するため、わく組足場では「交さ筋かい」に加え「下さん」或いは「幅木」等の設置、わく組足場以外の足場や架設通路では「高さ85cm以上の手すり」に加え「中さん」等の設置が義務付けられています。
また、物の落下防止としてメッシュシートや幅木の設置が義務付けられています。

(2) 建設機械災害の防止

法条文	違反内容
安衛法第45条（安衛則第169条の2）	車両系建設機械の特定自主検査を実施していないもの
安衛法第20条（安衛則第158条）	車両系建設機械による作業で、誘導者の配置なく、接触により危害のおそれのあるバケット等可動範囲に労働者を立ち入らせていたもの
安衛法第20条（安衛則第164条）	車両系建設機械を荷の吊り上げに使用していたもの

(3) その他

法条文	違反内容
安衛法第14条（安衛則第18条）	作業主任者の氏名及び行わせる事項を関係労働者に周知していないもの
安衛法第20条（安衛則第527条）	移動はしごのすべり止め装置の取り付け等転位を防止するために必要な措置を講じていないもの
安衛法第20条（安衛則第537条）	物体の落下により危険を及ぼすおそれのある箇所に措置を講じていないもの
安衛法第22条（安衛則第635条）	特定元方事業者及び関係請負人が参加する協議組織を設置し定期的に開催する措置を講じていないもの
安衛法第20条（クレーン則第66条の3）	移動式クレーンを用いて作業を行う際に、外れ止め装置を使用していないもの

〔県内の建設業における死亡災害発生状況〕

昨年平成27年の建設業での労働災害による死亡者数は13人と一昨年と比べ3人増加し、全業種の死亡者数（33人）の39.4%を占めています。墜落災害で6人（うち4人は足場や屋根など作業床から墜落、1人はスレート踏み抜きによる墜落）、車両系建設機械、クレーン、移動式クレーンによる災害で2人が亡くなっています。

建設業における重篤災害を防止するためには、墜落防止措置の徹底や建設機械等に係る災害防止措置の徹底が重要です。労働基準監督署では引き続き監督指導等を実施していきますが、建設業の皆様におかれましては、これら監督指導結果等を踏まえ、自主的パトロール、現場責任者の不安全作業や場所の確認による災害発生の未然防止活動により労働災害の防止に万全を期していただくようお願いします。

ワークショップを開催します

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進について

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。長時間労働の削減や年次有給休暇の取得を促進するために働き方を見直すこと（「働き方改革」）は、離職リスクの低下、企業イメージの悪化防止等の企業経営の観点からも求められています。しかしながら、自社の労働時間や休暇取得の実態は問題がある水準なのか、また、改善するにはどのような仕組みや制度が足りないのかということが分からなければスタートできません。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む企業の皆さんと一緒に、ワークショップに参加しませんか。

●ワークショップ

座学として一方的に聴くスタイルではなく、全員参加型の研修です。

日時	平成28年3月10日（木） 10時00分～16時00分
会場	茨城労働総合庁舎 茨城労働局　2階会議室 （水戸市宮町1-8-31） ※駐車場はありませんので、公共交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。
定員	25名
対象	経営者、労務担当者、労働時間管理責任者など

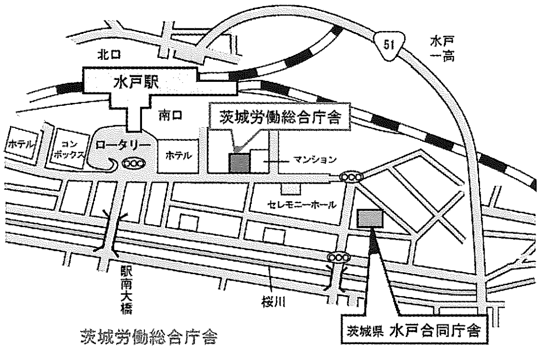

茨城労働総合庁舎
3階　水戸労働基準監督署
4～7階　茨城労働局

【申込先】茨城労働局労働基準部監督課
（〒310-8511 水戸市宮町1-8-31　茨城労働総合庁舎6階　TEL 029-224-6214）

FAX 029-224-6273

※下記申込書により、茨城労働局労働基準部監督課までFAXでお申込みください。
参加費は無料です。なお、定員になり次第、締め切らせていただきます。

☆「働き方改革に向けたワークショップ」参加申込書 ☆

事業所等の名称		
所在地	（TEL　　　）	
参加希望 テーマの希望に○を付けてください。希望者数の関係で、第2希望になる場合があります。	テーマ「時間外労働の削減」	第1希望　第2希望　どちらでもよい
	テーマ「年次有給休暇の取得促進」	第1希望　第2希望　どちらでもよい
参加者職氏名（複数出席可）		

平成27年「就労条件総合調査」結果

～ 年次有給休暇の取得日数8.8日、取得率47.6%でともに前年より低下 ～

厚生労働省は、このほど平成27年「就労条件総合調査」の結果を取りまとめ公表しました。

「就労条件総合調査」は、日本の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。対象は、常用労働者30人以上の民営企業で、平成27年1月1日現在の状況について1月に調査を行い、調査対象6,302企業のうち4,432企業から有効回答を得て行いました。

詳細は、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/15/)をご参照ください。

【調査結果のポイント】

1.年次有給休暇の取得率

「年次有給休暇の付与日数」は18.4日(前年18.5日)、「年次有給休暇の取得日数」は8.8日(前年9.0日)で、「取得率」は47.6%(前年48.8%)と、いずれも前年より低下しています。取得率を企業規模別にみると、1,000人以上が52.2%(同55.6%)、300～999人が47.1%(同47.0%)、100～299人が44.9%(同44.9%)、30～99人が43.2%(同42.2%)となっています。

また、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業は16.2%(前年11.8%)となっています。

2.定年制等

(1)一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は16.9%(前年15.5%)となり、前年を1.4ポイント上回っています。

企業規模別にみると、1,000人以上が6.0%(同5.4%)、300～999人が7.5%(同6.8%)、100～299人が10.6%(同9.8%)、30～99人が20.2%(同18.3%)となっています。

(2)勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は92.9%(前年94.0%)となっています。企業規模別にみると、1,000人以上が97.3%(同97.1%)、300～999人が97.7%(同98.0%)、100～299人が96.2%(同96.6%)、30～99人が91.2%(同92.8%)となっています。

3.賃金制度

(1)時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は80.3%(前年82.0%)となっており、その内、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.8%(同93.5%)、「26%以上」とする企業割合は6.1%(同6.5%)となっています。「26%以上」を企業規模別に見ると、1,000以上が23.3%(同25.9%)、300～999人が13.2%(同17.9%)、100～299人が8.0%(同8.9%)、30～99人が4.3%(同4.1%)となっています。

(2)1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は25.7%(前年29.3%)となっており、その内、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は46.1%(同45.7%)、「50%以上」は53.2%(同54.0%)となっています。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.6%(同27.0%)、代替休暇制度がない企業割合は79.4%(同73.0%)となっています。

シリーズ労働相談Q&A こんな時どうする?

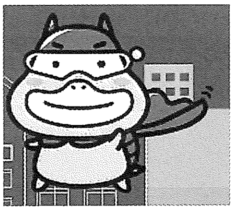

3 採用にあたっての身元保証人の取扱いについて

問 当社では、アルバイトの採用に際しても身元保証人をたてるよう求めていますが、先日、面接を行ったアルバイト候補生の親から「アルバイトにまで身元保証人をたてる必要があるのか?」との申し入れがありました。身元保証人をたてない場合、採用を取り消そうと考えていますが問題ないでしょうか。

答 採用面接を行う際、身元保証人をたてることが採用要件の一つとして通知されている場合はともかく、そうでない場合は、身元保証人をたてないことが採用を取り消す理由にはなりません。
一般的に、身元保証人をたてることは、雇用契約に付随して行う法律行為ですので、保証書の文面などで身元保証人の責任の範囲、期間等を十分に説明の上で提出を求めてはいかがでしょうか。

チェックポイント!

雇用契約に付随して、身元引受人ないし身元保証人をたてる例は相当幅広く行われています。

しかし実際の問題として、保証人の保証する責任の範囲が極めて広く、期限の定めさえないことがあり、身元保証人にとって酷なことが多いため、昭和8年に「身元保証に関する法律」が制定され、身元保証人の責任などについて、次のように妥当な限度に抑えられています。

ア)身元保証人の責任期間
身元保証契約においては、入社後3年間だけ身元保証人の責任がある。また身元保証契約の期間を定めるときは、5年を超えることはできない【身元保証ニ関スル法律(以下「保証法」という)第1条、第2条】。

イ)身元保証人の責任内容
被用者の行為によって使用者の受けた損害であるが、もちろんその対象となるのは、被用者の直接、間接に労務に関連したものに限る。また使用者に生じた損害額そのものとせず、合理的な額を裁判所が決定すべきものとしている。【保証法第5条】。

ウ)使用者の身元保証人への報告義務
身元保証人の責任期間中に当人の業務が変わったり(例えば、多額の金を扱う経理係に配置換えになったり)、あるいは当人が遠くに転勤になって監督しにくくなったりすることがあり、使用者は次の場合、遅滞なく身元保証人にその旨を通知しなければならない【保証法第3条】。

a)被用者に業務上不適任または不誠実な事績がありこのため身元保証人の責任を引き起こす虞れがあることを知ったとき

b)被用者の任務または任地を変更しこのため身元保証人の責任を加重し、またはその監督を困難ならしめたとき

身元保証人は前記a)又はb)の事実を知ったときは、身元保証契約を将来に向かって解除し、その責任を免れることができる。【保証法第4条】。

都市部から地方への就職を希望する雇用保険を受給中の皆さまへ

「移転費」「広域求職活動費」をご活用ください!

都市部から地方への就職(いわゆるUIJターン)を希望する**雇用保険を受給中の方**が、ハローワークの紹介によって、就職のために、住所または居所を変更する場合や遠方の事業所で面接などを行う場合に、これらの費用を国が負担する**「移転費」「広域求職活動費」**という制度があります。

▶「移転費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークが紹介した求人に就職する場合などに、以下の①~③のいずれかの理由に該当し、住所または居所を変更するとき、本人とその家族が転居のために必要な交通費などが支給されます。

① 通常の交通機関を利用し、通勤するための往復時間が4時間以上の場合
② 交通機関の始発や終発の便が悪く、通勤に著しい障害がある場合
③ 移転先の事業所などの事業主の要求によって移転を余儀なくされた場合

▶「広域求職活動費」とは

雇用保険を受給中の方が、ハローワークの紹介によって、遠方の事業所の求人※に応募し、遠方の事業所で面接するなど一定の要件を満たした場合に、交通費や宿泊費の相当額が支給されます。

※雇用保険の受給手続を行っているハローワーク(住居所を管轄するハローワーク)の管轄地域以外の地域に所在する事業所で、住居所を管轄するハローワークから、訪問する事業所の所在地を管轄するハローワークまでの往復距離が、300キロメートル以上ある場合が該当します。

ご注意ください!

◆**雇用保険の受給資格者の方が支給対象となります**ので、雇用保険の受給資格者でない方が、ハローワークの紹介によって、就職活動などをした場合は、支給対象となりません。

◆許可・届出のある民間事業者などや、ご自身で事業所へ応募した場合は、支給対象となりません。

◆応募求人は、1年以上の雇用の見込みがある求人である必要があります。

◆待期または給付制限期間が経過した後に、就職するか、広域求職活動を開始する必要があります。

◆支給を受けるためには、ハローワークへ支給申請書などの書類を提出する必要があります。

その他、支給を受けるためには要件がありますので、ご不明な点は、お気軽にハローワーク(公共職業安定所)の雇用保険窓口にお尋ねください。

ハローワーク 所在地 検索

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

『ストレスチェック』が、12月から始まりました!
この機会に、メンタルヘルス教育をしてみませんか?

ストレスチェックの実施が義務化されました。

この制度は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のために、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげることを目的としています。

当総合支援センターでは、メンタルヘルス対策促進員が事業場に伺い、メンタルヘルス対策への取組を無料で支援します。

管理監督者が「いつもと違う」部下の様子に早く気づくことも大切です。

この機会に、管理監督者や従業員に対するメンタルヘルス教育を実施してはいかがですか? 無料で実施できます。

具体的なお悩みの内容としては、

- ●メンタルヘルス対策は、何から始めたらよいか?
- ●休職者が出たら、どのように対応すればよいか?
- ●メンタルヘルスの現状は?(ストレス状況、自殺など)
- ●ストレス及びメンタルヘルスケアに関する知識!
- ●管理監督者の役割(部下への対応、傾聴など)安全配慮義務は?
- ●職場におけるメンタルヘルス対策(4つのケア、職場復帰支援など)進め方は?

無料です!

平成28年2月と3月のセミナー案内

当健総合支援センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。

セミナーの受講申し込みは当支援センターのホームページからが便利です。

セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日　程	セミナーテーマ	講　師	開催場所	対　象
2月10日(水) 13:30-15:30	あなたの職場、病気になっても働き続けられますか? ─治療と仕事の両立支援について─ 【日医認定申請中】	河島　美枝子　氏 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学精神看護学教授)	茨城労働基準協会 中央安全衛生教育センター	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
2月10日(水) 18:00-20:00	化学物質のリスクアセスメント手法の解説 【日医認定申請中】	小川　悟　氏 (日本作業環境測定協会北関東支部茨城分会副分会長)	住友生命水戸ビル (水戸市南町3-4-10)	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
2月17日(水) 18:30-20:30	労働安全衛生マネジメントシステムの導入のポイント ~リスクアセスメントの導入効果と実施上の問題点~ 【日医認定申請中】	甲斐　洋　氏 (甲斐安全コンサルタント事務所長、元原子燃料工業(株)顧問)	ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
2月23日(火) 18:30-20:30	作業環境の改善方法 【日医認定申請中】	岩崎　芳明　氏 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長)	ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
2月24日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス	山村　邦男　氏 (産業保健相談員、山村医院院長)	住友生命水戸ビル (水戸市南町3-4-10)	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
3月1日(火) 13:30-15:30	産業医の職場巡視(実習) 【日医認定申請中】	友常　祐介　氏 (産業保健相談員、元筑波大学医学医療系産業精神医学・宇宙医学グループ助教)	㈱小松製作所茨城工場 (ひたちなか市長砂163-46)	産業医 (※定員10名)
3月8日(火) 13:30-15:30	ロコモティブシンドロームと健康寿命 ~働く人の生涯健康を目指して~ 【日医認定申請中】	田中　厚子　氏 (産業保健相談員、つくば国際大学医療保健学部看護学科講師、元筑波銀行保健師)	ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
3月11日(金) 13:30-15:30	有機溶剤の正しい使い方 ~有機溶剤中毒予防規則の遵守~ 【日医認定申請中】	立原　昇　氏 (茨城労働局労働基準部健康安全課地方労働衛生専門官)	ワークヒル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)	産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等
3月15日(火) 19:00-21:00	ストレスチェックの面接指導方法の実際 ~マニュアルの活用~ 【日医認定申請中】 【申込】(一社)茨城県医師会 TEL:029-241-8446　FAX:029-243-5071	中谷　敦　氏 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長、産業医)	茨城県医師会 土浦市医師会	産業医

(独)労働者健康福祉機構　茨城産業保健総合支援センター
水戸市南町3-4-10　住友生命水戸ビル8F
TEL 029-300-1221　FAX 029-227-1335　メールアドレス:mito@ibaraki-sanpo.jp

平成27年における県内の死亡災害発生状況（速報）

茨城労働局健康安全課

茨城労働局は、平成27年の労働災害による死亡災害発生状況を取りまとめました。

平成26年の死亡者数は40人でしたが、平成27年は7人減の33人（速報値）となっています。

業種別でみると、製造業で2人（全体の6.1%）、建設業で13人（同39.4%）、運輸・貨物業で8人（同24.2%）、商業で4人（同12.1%）、その他の業種で6人（同18.2%）となっています。

事故の型別でみると、「墜落・転落」が12人（全体の36.4%）、次いで「交通事故」が7人（同21.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」が3人（同9.1%）の順となっています。

茨城労働局では、死亡災害の大幅な減少を最優先の行政課題と位置づけて取組んでいるところです。特に年末・年始は、例年死亡災害等重篤な災害が多発する期間であることから、昨年12月1日から本年1月31日までを「労働災害防止強化運動期間」と位置づけ、パトロール等の強化を行ってきました。

特に、死亡災害等重篤な災害に結びつく、建設業での「墜落・転落災害」「重機による災害」、製造業での「はさまれ・巻き込まれ災害」、陸上貨物運送業での「荷役作業中の災害」「交通労働災害」などの災害防止を呼びかけています。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守はもとより、リスクアセスメントの導入等により、職場の危険源を洗い出し、事前に労働災害防止を講じるなど安全管理を強化していただくようお願いいたします。

業種別死亡災害発生件数の推移
（平成27年は速報値である）

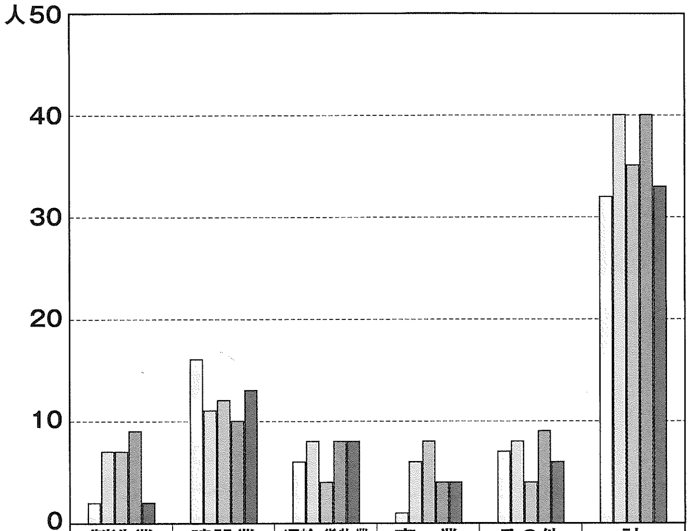

	製造業	建設業	運輸・貨物業	商　業	その他	計
平成23年	2	16	6	1	7	32
平成24年	7	11	8	6	8	40
平成25年	7	12	4	8	4	35
平成26年	9	10	8	4	9	40
平成27年	2	13	8	4	6	33

事故の型別死亡災害の推移
（平成27年は速報値である）

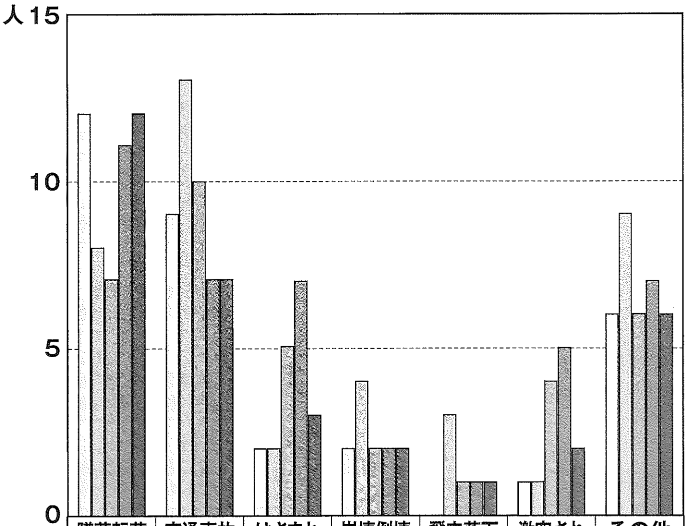

	墜落転落	交通事故	はさまれ	崩壊倒壊	飛来落下	激突され	その他
平成23年	12	9	2	2	0	1	6
平成24年	8	13	2	4	3	1	9
平成25年	7	10	5	2	1	4	6
平成26年	11	7	7	2	1	5	7
平成27年	12	7	3	2	1	2	6

平成27年死亡災害発生状況　12月発生分

発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型 起因物	災害の概要
12月 3～4時	配達員 60歳代 1年	新聞販売業	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	原付バイクを運転して新聞配達中、片側1車線の道路で車と衝突して死亡した。相手車はそのまま逃走した。
12月 7～8時	運転手 50歳代 22年	ハイヤー・タクシー業	交通事故(道路) 乗用車・バス・バイク	タクシーを運転してT字路交差点を直進したところ、右折してきたゴミ収集車と衝突して死亡した。
12月 1～2時	貨物自動車運転者 50歳代 20年	一般貨物自動車運送業	交通事故(道路) トラック	トラックを運転中、交差点を左折しようとして横転し、中央分離帯に衝突して死亡した。

県内の労働災害発生状況速報
(平成27年12月末現在)

業種別		平成27年	前年同期
計		(33) 2,624	(40) 2,645
製造業		(2) 751	(9) 774
鉱業		(0) 6	(1) 5
建設業		(13) 321	(10) 354
内訳	土木	(5) 76	(1) 76
内訳	建築	(5) 155	(6) 178
内訳	その他	(3) 90	(3) 100
運輸交通業		(7) 361	(6) 370
貨物取扱業		(1) 26	(2) 37
農林業		(2) 47	(0) 50
畜産水産業		(1) 136	(2) 110
商業		(4) 345	(4) 340
その他		(3) 631	(6) 605

(注)( )内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎
「2月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対する給付等を行う「労災保険」と、労働者の失業に伴う失業等給付等を行う「雇用保険」の重要な財源となっています。

大部分の皆様が納期内に納付されていますが、納付を怠っている滞納事業主も一部見受けられます。

このため茨城労働局と県内各労働基準監督署は、期限内に納付された方との公平性を確保するため、2月を「労働保険料滞納整理強化月間」とし、滞納事業主に対して、電話や訪問による督励、滞納処分等を集中的に行います。

まだ納付がお済みでない方は、至急「納付書」にて金融機関等で納付をお願いします。

事情により納付できない方は、滞納のまま放置せずに、茨城労働局総務部労働保険徴収室０２９（２２４）６２１３又は所轄労働基準監督署にご相談下さい。

「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」のご案内

防じんマスク及び防毒マスクの選択、使用等については、事業者は、衛生管理者、作業主任者等のうちから、各作業場ごとに「保護具着用管理責任者」を指名し、その者に防じんマスク等の適正な選択、着用及び取扱方法について必要な指導を行わせるとともに、防じんマスク等の適正な保守管理に当たらせることとされております。(平17.2.7基発第0207006号、平17.2.7基発第0207007号)

つきましては、今般、当連合会において、「保護具着用管理責任者」の任に当たる方々を対象として、下記により標記の養成講習を実施することとなりました。

貴事業場における労働衛生管理水準の向上を図るため、関係者の方々の受講参加を願いたくご案内申し上げます。

なお、受講者の方々には「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」修了証が交付されます。

記

1. 日　　時　平成28年3月16日(水)　13:00～16:30
2. 会　　場　(一社)茨城労働基準協会連合会　中央安全衛生教育センター
   水戸市渋井町堺橋263-1　(TEL 029-221-6880)
3. 研修内容　①関係法令
   ②マスクの選択、着用、保守・管理に当たっての留意事項
   ③演習
4. 対象者　衛生管理者、職長、作業主任者、安全衛生推進員等の労働衛生管理担当者
5. 受講料　1名につき5,140円(資料代含む)
6. 定　　員　50名
7. 申込受付期間　平成28年2月1日(月)～3月9日(水)
   先着順にて受け付け、定員に達し次第締め切りといたします。
8. 申込方法　申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。
   なお、受講料は受講票が届いてから振込をお願いいたします。
   振込先:「常陽銀行本店営業部 普通預金No.870031 名義(一社)茨城労働基準協会連合会」
   ※申込期限後に申込みを取り消されても受講料はお返しできません。
9. 申込先　(一社)茨城労働基準協会連合会　〒310-0801 水戸市桜川2-2-35　茨城県産業会館14階
   電話 029-225-8881　FAX 029-227-4507

(切りとらずに送信下さい)

「マスクに係る保護具着用管理責任者の養成講習」申込書(3月)

事業所名			
所在地	〒		
担当者所属部署		協会員コード番号	
担当者氏名		連絡先TEL	(　　　)　　－
受講者氏名			

(注) 受講者1名につき1枚の記入で申込み下さい。(コピー可)

講習会のご案内（2月中旬～3月）

開催日	開催場所		申込先
技能講習			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			
2/16～17・18・19	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
2/23～24・25・26	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
3/1～2・3・4	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
3/7～8・9	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者			
2/17～18	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
2/22～23	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
3/17～18	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
乾燥設備作業主任者			
2/15～17	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
玉掛け			
2/15～16・17・18・19	(一社)龍ケ崎労働基準協会	(龍ケ崎市)	龍ケ崎協会
2/18～19・21	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
2/18～19・20	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道協会
2/26～27・28	平成館	(古河市)	古河協会
3/10～11・13	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
フォークリフト運転(学科)			
3/1	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
3/1	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道協会
3/3	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
3/4	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会・水戸協会
3/5	平成館	(古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転			
2/18～19・20	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
3/10～11・12	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転			
3/10～11・13	常陸太田市商工会館	(常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者			
2/24～25	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			
3/14～15	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習			
研削と石の取替え等の業務(機械研削)			
3/4～5	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
アーク溶接等の業務			
3/4～5	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
電気取扱業務(低圧)			
3/11～12	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
廃棄物焼却施設業務			
2/26	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
安全管理者能力向上教育			
2/26	(一社)龍ケ崎労働基準協会	(龍ケ崎市)	龍ケ崎・土浦・水海道協会
職長教育			
2/15～16	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
2/17～18	ワークヒル土浦	(土浦市)	土浦協会
3/3～4	(一社)龍ケ崎労働基準協会	(龍ケ崎市)	龍ケ崎協会
3/8～9	日立商工会議所会館	(日立市)	日立協会
3/8～9	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市)	筑西協会
3/9～10	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
3/16～17	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
3/17～18	(一社)水海道労働基準協会	(常総市)	水海道協会
安全管理者選任時研修			
2/24～25	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市)	鹿島協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習			
3/1～3	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)			
2/22	ポリテクセンター茨城	(常総市)	水海道協会
保護具着用管理者研修			
3/16	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会
化学物質のリスクアセスメント研修			
2/29	中央安全衛生教育センター	(水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎029-225-8881	FAX.029-227-4507
水　戸	☎029-233-6622	FAX.029-233-6626
日　立	☎0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土　浦	☎029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑　西	☎0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古　河	☎0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太　田	☎0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ケ崎	☎0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿　島	☎0299-83-8440	FAX.0299-83-8478

もう、チェックした？

最低賃金は、
暮らしの
支えです。

最低賃金

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は 747円 時間額

発効日：平成27年10月4日

※特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

茨城県の特定（産業別）最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	各種商品小売業
最低賃金額（時間額）円	851	825	821	795
発効日	H27.12.31	H27.12.31	H27.12.31	H27.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

茨城労働局・労働基準監督署・（一社）茨城労働基準協会連合会・（一社）茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会